

「下地島地域振興に関する基礎調査委託業務」

企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、「下地島地域振興に関する基礎調査業務委託」の委託先を公募型企画提案方式により選定するために必要な事項について定める。

2 本企画提案内容

別添「企画提案仕様書」のとおり。

3 連絡及び提出先

沖縄県企画部 地域・離島課 地域振興班（宮野）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

Tel: 098-866-2370 Fax: 098-866-2068

E-mail: aa017035@pref.okinawa.lg.jp

4 委託業者決定までのスケジュール

- (1) 公募広告・質問受付：平成25年12月6日（金）～12日（木）
- (2) 参加申込書提出期限：平成25年12月12日（木）
- (3) 企画提案書等提出期限：平成25年12月19日（木）
- (4) プレゼンテーション及び選定委員会：平成25年12月25日（水）（予定）
- (5) 審査結果の通知：平成26年1月上旬（予定）応募者あて最上位者名を通知
- (6) 委託契約の締結時期：平成26年1月上旬（予定）

5 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (4) 過去5年間に国、地方公共団体等に対する地域経済に関する調査、又はこれらの同種業務、類似業務の実績を有する者であること。
- (5) 今回の委託業務の実施にあたり、業務に従事する正副3人以上の担当者を配置することができる者であること。
- (6) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。県内に本店、又は、支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。
※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する。
ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
イ 共同企業体を構成する全ての構成員が、(1)から(3)までの要件を満たす者であること。
ウ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が(4)の要件を満たす者であること。
エ 共同企業体を構成する事業者全体で(5)の要件を満たす者であること。

6 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：平成 25 年 12 月 12 日（木）午後 5 時

イ 提出書類：参加申込書【様式 1】、
会社概要【様式 2】【様式 2-2】
参加資格誓約書【様式 3】

ウ 提出方法：持参、郵便（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）、FAX 又は
電子メール（受信確認必要）

(2) 質疑応答

質問がある場合は、質問票【様式 4】を FAX 又は電子メールで提出すること（受
信確認必要）。

質問受付期間：平成 25 年 12 月 6 日（金）～平成 25 年 12 月 12 日（木）

質問への回答は地域・離島課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 提出期限：平成 25 年 12 月 19 日（木）午後 5 時

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式 5】
企画提案書（7-(2)を参照）
共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式 6】

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。

エ 提出部数：8 部

(2) 企画提案書（A 4 版縦横自由 20 頁以内）

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、
イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。また企画提案仕様書を参
照すること。

ア 提案概要

イ 業務の実施方法

ウ 業務の実施体制

エ 業務スケジュール

オ 見積書

積算の費目は次の内容で作成し、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載
すること。

- ・直接人件費
- ・直接経費（物件費）[旅費、資料購入費、印刷製本費、臨時雇用費、その他諸
経費等]
- ・一般管理費
- ・消費税相当額
- ・その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

8 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、下地島地域振興に関する基礎調査業務委託企
画提案選定委員会を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選
定する。

- ・問題把握の的確性
- ・提案内容の的確性
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

(2) 実施方法

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、地域・離島課から応募者に対して通知する。

9 委託契約

(1) 最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議し、委託契約を行う。

ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

(2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他

(1) 企画提案書等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等に要する経費、企画提案などに参加する経費などについては、参加者の負担とする。

(3) 企画提案書など提出された書類は返却しない。

(4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。

(5) 提出された企画提案等の書類は、審査以外の目的に使用しない。

(6) 実施要領に適合しない応募は無効とする。

(7) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。